

議案第 21 号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 19 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 その 1 の表第 1 号から第 4 号までの規定中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改め、同表第 13 号中「又は第 14 項ただし書（」の次に「同条第 16 項各号のいずれかに該当する場合を除き、」を加え、同号の次に次の 2 号を加える。

13 の 2	法第 48 条第 16 項第 1 号（法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合の増築等の許可の申請に対する審査	特例許可を受けた建築物等に係る用途地域における増築等許可申請手数料	12 万円
13 の 3	法第 48 条第 16 項第 2 号（法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合の建築等の許可の申請に対する審査	日常生活に必要な建築物等に係る用途地域における建築等許可申請手数料	14 万円

別表第 3 その 1 の表第 16 号中「第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、同表第 17 号中「第 53 条第 5 項第 3 号」を「第 53 条第 6 項第 3 号」に改め、同表第 28 号から第 30 号までの規定中「第 67 条の 3」を「第 67 条」に改め、同表第 47 号中「2 以上の工事に分けて」の次に「増築等を含む」を加え、「改修する」を「増築等を含む工事を行う」に改め、同表第 48 号中「第 3 項」の次に「(法第 87 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「工事を行う場合」を「増築等を含む工事等を行う場合」に、「改修する」を「増築等を含む工事を行う」に改め、同号の次に次の 3 号を加える。

48 の 2	法第 87 条の 2 第 1 項の規定に基づく既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存の一の建築物を段階的に用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	27,000 円
48 の 3	法第 87 条の 3 第 5 項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	12 万円

48 の 4	法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する 場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する 場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	16 万円
--------	---	--	-------

別表第 3 その 2 からその 4 までの規定中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）附則第 1 条本文に規定する施行の日から施行する。